

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：251,594人（令和6年6月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：153人（令和6年6月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、漁業、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）
 （「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

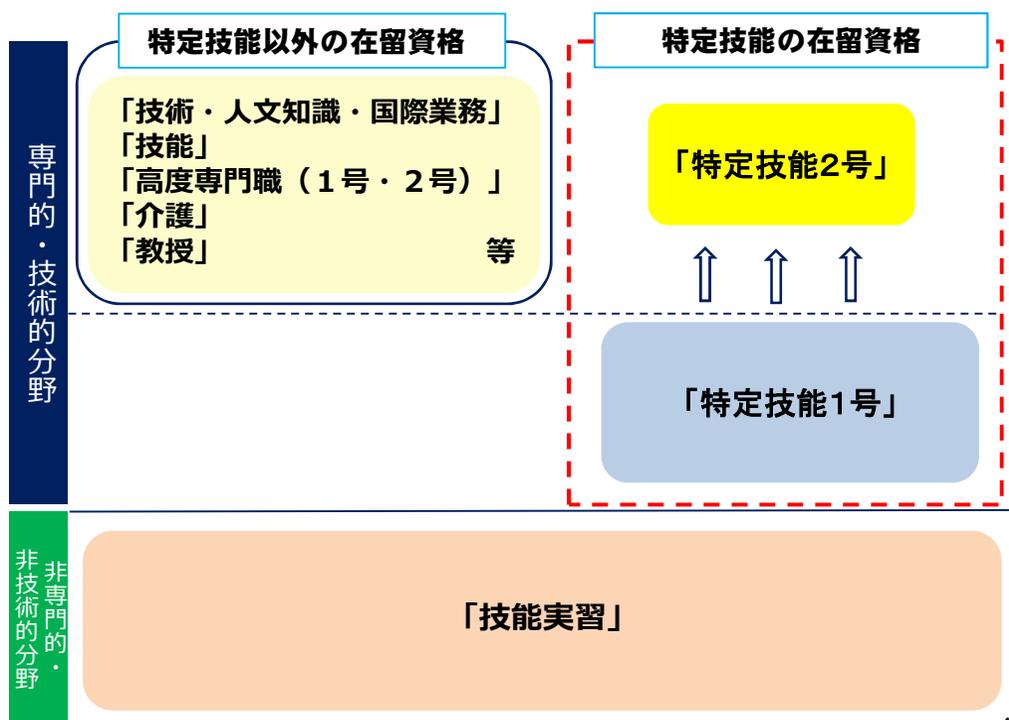
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/5)

令和6年9月30日時点

1 農業・林業関係(3職種7作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	
林業	育林・素材生産	

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
さく井	パーカッション式さく井工事	建設(土木)			
	ロータリー式さく井工事				
建築板金	ダクト板金	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)		
	内外装板金				
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	建設(ライフライン・設備)			
建具製作	木製建具手加工	建設(建築)			
建築大工	大工工事	建設(建築)			
型枠施工	型枠工事	建設(土木)	建設(建築)		
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(土木)	建設(建築)		
とび	とび	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	
石材施工	石材加工	建設(建築)			
	石張り				
タイル張り	タイル張り	建設(建築)			
かわらぶき	かわらぶき	建設(建築)			
左官	左官	建設(建築)			
配管	建築配管	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)
	プラント配管				
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(ライフライン・設備)			
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	建設(建築)			
	カーペット系床仕上げ工事				
	鋼製下地工事				
	ボード仕上げ工事				
	カーテン工事				
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設(建築)			
防水施工	シーリング防水工事	建設(建築)			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(土木)	建設(建築)		
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	建設(土木)			
表装	壁装	建設(建築)			
建設機械施工	押土・整地	建設(土木)			
	積込み				
	掘削				
	締固め				
築炉	築炉	建設(建築)			

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/5)

令和6年9月30日時点

4 食品製造関係(11職種19作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工・安全衛生))
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
	牛豚精肉商品製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工・安全衛生))
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	外食業
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
紡績運転	前紡工程	工業製品製造業(紡織製品製造)	
	精紡工程		
	巻糸工程		
	合ねん糸工程		
織布運転	準備工程		
	製織工程		
	仕上工程		
染色	糸浸染		工業製品製造業(縫製)
	織物・ニット浸染		
ニット製品製造	靴下製造		
	丸編みニット製造		
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造		
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製		
紳士服製造	紳士既製服製造		
下着類製造	下着類製造		
寝具製作	寝具製作		
カーペット製造	織じゅうたん製造	工業製品製造業(紡織製品製造)	
	タフテッドカーペット製造		
	ニードルパンチカーペット製造		
帆布製品製造	帆布製品製造	工業製品製造業(縫製)	
布はく縫製	ワイシャツ製造		
座席シート縫製	自動車シート縫製		

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/5)

令和6年9月30日時点

6 機械・金属関係(17職種34作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)					
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	工業製品製造業(機械金属加工)			造船・船用工業(船用機械)		
	非鉄金属鑄物鑄造						
鍛造	ハンマ型鍛造	工業製品製造業(機械金属加工)					
	プレス型鍛造						
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	工業製品製造業(機械金属加工)					
	コールドチャンバダイカスト						
機械加工	普通旋盤	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
	フライス盤						
	数値制御旋盤						
	マシニングセンタ						
金属プレス加工	金属プレス	工業製品製造業(機械金属加工)		造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
鉄工	構造物鉄工	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)
工場板金	機械板金	工業製品製造業(機械金属加工)					
めっき	電気めっき	工業製品製造業(金属表面処理)					
	溶融亜鉛めっき						
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	工業製品製造業(金属表面処理)					
仕上げ	治工具仕上げ	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)	
	金型仕上げ						
	機械組立仕上げ						
機械検査	機械検査	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)		
機械保全	機械系保全	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)
電子機器組立て	電子機器組立て	工業製品製造業(電気電子機器組立て)			造船・船用工業(船用電気電子機器)		鉄道(車両製造)
電気機器組立て	回転電機組立て	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)
	変圧器組立て						
	配電盤・制御盤組立て						
	開閉制御器具組立て						
	回転電機巻線製作						
プリント配線板製造	プリント配線板設計	工業製品製造業(電気電子機器組立て)			造船・船用工業(船用電気電子機器)		
	プリント配線板製造						
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工						
	仕上げ						
金属熱処理業	全体熱処理	工業製品製造業(機械金属加工)					
	表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)						
	部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)						

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/5)

令和6年9月30日時点

7 その他(21職種38作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)						
家具製作	家具手加工							
印刷	オフセット印刷	工業製品製造業(印刷・製本)						
	グラビア印刷							
製本	製本							
プラスチック成形	圧縮成形	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)			
	射出成形							
	インフレーション成形							
	ブロー成形							
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・船用工業(船用機械)	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)		
塗装	建築塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)		
	金属塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)			
	鋼橋塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)		
	噴霧塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)			
溶接	手溶接	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)
	半自動溶接							
工業包装	工業包装	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)			
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	工業製品製造業(紙器・段ボール箱製造)						
	印刷箱製箱							
	貼箱製造							
	段ボール箱製造							
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	工業製品製造業(陶磁器製品製造)						
	圧力鑄込み成形							
	パッド印刷							
自動車整備	自動車整備	自動車整備						
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング						
介護	介護	介護						
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ							
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	工業製品製造業(コンクリート製品製造)						
宿泊	接客・衛生管理	宿泊						
RPF製造	RPF製造	工業製品製造業(RPF製造)						
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道(軌道整備)						
ゴム製品製造	成形加工							
	押出し加工							
	混練り圧延加工							
	複合積層加工							
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道(車両整備)						
	空気装置検修・解ぎ装							
木材加工	機械製材	木材産業(製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等)						

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(5/5)

令和6年9月30日時点

○ 社内検定型の職種・作業(2職種4作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング
	航空貨物取扱	
	客室清掃	
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス	

特定技能1号の対象分野及び受入れ機関の取得すべき許可等の要件一覧①

	分野	従事する業務	受入れ機関の取得すべき許可及び受入れ事業所の事業内容等に係る要件等
厚労省	介護	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	・事業所が、 介護等の業務 (利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
	ビルクリーニング	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の第2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録 を受けていること。
経産省	工業製品製造業 旧名:素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 [10業務区分]	・特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、 別紙一覽 のいずれかに掲げるものを行っていること。 ・繊維工業(紡織製品製造区分及び縫製区分)、印刷・同関連業(印刷・製本区分)及びこん包業(機械金属加工区分及び電気電子機器組立て区分)については、以下の協議会入会要件等を満たしていること。 【 繊維工業(紡織製品製造区分及び縫製区分) 】 ①国際的な人権基準に適合し事業を行っていること。 ②勤怠管理を電子化していること。 ③パートナーシップ構築宣言を実施していること。 ④特定技能外国人の給与を月給制とすること。 【 印刷・同関連業(印刷・製本区分) 】 ・全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること。 【 こん包業(機械金属加工区分及び電気電子機器組立て区分) 】 ・日本梱包工業組合連合会に所属していること。
	農業	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	・なし
農水省	漁業	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	・なし
	飲食品製造業	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	・特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、 別紙一覽 のいずれかに掲げるものを行っていること。
	外食業	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	・特定技能外国人に対して、 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(以下「風俗営業法」という。) 第2条第1項に規定する「 風俗営業 」及び第5項に規定する「 性風俗関連特殊営業 」を営む営業所において 就労させないこと 。 ・特定技能外国人に対して 風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと 。
	林業 ※	・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	・ 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定 を受けている者又は 森林経営管理法第36条第2項の規定により公表 されている民間事業者であること(ただし、次に該当する場合を除く)。 ・特定技能外国人を林業種育苗成又は製炭の作業のみに従事させる場合は、当該特定技能外国人に対し、 林業種育苗成又は製炭の作業に従事するに当たって必要となる労働安全確保のための措置 を講じていること。
	木材産業 ※	・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	・特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、 別紙一覽 のいずれかに掲げるものを行っていること。 ・特定技能外国人を勤務させる事業所において、「 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)事業者向け 」(令和3年2月26日林野庁)に基づく取組を行っていること。 ・上記の取組状況について 一般社団法人全国木材組合連合会による確認 を受けていること。

※ 事業所の協議会加入要件等として、今後、協議会において決定される予定の事項を含む。

特定技能1号の対象分野及び受入れ機関の取得すべき許可等の要件一覧②

分野	従事する業務	受入れ機関の取得すべき許可及び受入れ事業所の事業内容等に係る要件等
建設	<ul style="list-style-type: none"> ・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 <p>[3業務区分]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第3条の許可を受けていること。 ・建設キャリアアップシステムに登録していること。 ・特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)に加入していること 等
造船・船用工業	<ul style="list-style-type: none"> ・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 <p>[3業務区分]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造船法第5条第1項の事業を営む者、小型船造船業法第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。 ・次のいずれかに該当していること。 <p>(1)造船業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 造船法(昭和25年法律第129号)第5条第1項第1号又は第2号の届出を行っている者 ② 小型船造船業法(昭和41年法律第119号)第4条の登録を受けている者 ③ 上記①又は②の者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者 <p>(2)船用工業(①に該当する者を除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 造船法第5条第1項第3号又は第4号の届出を行っている者 ② 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条の2の事業場の認定を受けている者 ③ 船舶安全法第6条の3の整備規程の認可を受けている者 ④ 船舶安全法第6条の3の事業場の認定を受けている者 ⑤ 船舶安全法第6条の4の整備規程の認可を受けている者 ⑥ 船舶安全法第6条の4の事業場の認定を受けている者 ⑦ 船舶安全法第6条の5の型式承認を受けている者 ⑧ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)の規定に基づき、上記②から④まで及び⑦に相当する制度の適用を受けている者 ⑨ 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第30条第1項の規定に基づき、部門記号Fに分類される鉱工業品に係る日本産業規格について登録を受けた者の認定を受けている者 ⑩ 船舶安全法第2条第1項に掲げる事項に係る物件(構成部品等を含む。)の製造又は修繕を行う者 ⑪ 造船機械統計調査規則(昭和25年運輸省令第14号)第5条第2号に規定する船舶用機関又は船舶用品(構成部品等を含む。)の製造又は修繕を行う者であって同規則に基づき調査票の提出を行っているもの ⑫ 上記以外で、①から⑩までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者
自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 <p>[1業務区分]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。
航空	<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) <p>[2業務区分]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者であること。
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 <p>[1業務区分]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること。 ・風俗営業法第2条第6項第4号に規定する「施設」に該当しないこと。 ・特定技能外国人に対して風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと。
自動車運送業※	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 <p>[3業務区分]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)を営業者であること。 ・一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(貨物自動車運送事業法第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。)が認定する安全性優良事業所を有する者であること。 ・特定技能外国人が活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っていること <p>・43 道路旅客運送業 ・44 道路貨物運送業</p>
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) <p>[5業務区分]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。

※ 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり
関のマッチング		受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
転籍・転職	ら3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能